

お知らせ

令和4年9月1日

クロスボウの経過措置期間終了のお知らせ

クロスボウの所持については、令和4年（2022年）9月14日で経過措置期間が終了するため、9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持になります。

現在、クロスボウを所持している方は、9月14日までに、警察署で所持許可の申請または廃棄等の手続きを行ってください。

令和4年3月15日から施行

クロスボウ 所持禁止

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります！
令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。

？ どんなクロスボウが規制対象になるの？

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが60J以上となるクロスボウです。
いわゆるピストルクロスボウを含め、市販されているクロスボウは基本的に規制対象となります。

無償で処分します！
廃棄する場合には最寄りの警察署に持ち込んで下さい。
無償で処分します。

詳細は警察庁ホームページにて
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

許可制に！

警察庁・都道府県警察